ニ　当該月が昭和五十一年八月から昭和五十五年九月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ホ　当該月が昭和五十五年十月から昭和六十年九月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ヘ　当該月が昭和六十年十月から昭和六十一年三月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ト　当該月が昭和六十一年四月から平成元年十二月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号。以下「平成元年改正法」という。）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に昭和六十年改正法附則第八十条の規定により読み替えて適用する平成元年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

チ　当該月が平成二年一月から平成二年十二月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成元年改正法附則第十条第一項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該存続厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成元年改正法附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する平成元年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

リ　当該月が平成三年一月から平成五年十二月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成六年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成元年改正法附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する平成六年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ヌ　当該月が平成六年一月から平成六年十月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成六年改正法附則第三十五条第五項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額

ル　当該月が平成八年三月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成六年改正法附則第三十五条第五項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額

ヲ　当該月が平成八年四月から平成十一年九月までの期間に属する場合　当該存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成十二年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額

二　当該存続厚生年金基金の設立日（昭和六十一年三月三十一日以前の日に限る。）から昭和六十一年三月三十一日までの間に旧法第百六十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金が年金給付の支給に関する義務を承継した者（以下この号において「再加入者」という。）について、それぞれ同条第二項の規定により当該存続厚生年金基金が交付を受けた年金給付の現価相当額に当該再加入者に係る旧法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額（旧法第百三十七条第一項から第四項まで及び第百六十五条の規定により国庫が負担することとなる額（以下この号及び第八号において「国庫負担相当額」という。）を除く。）を当該存続厚生年金基金が承継した支給に関する義務に係る年金給付の額（国庫負担相当額を除く。）で除して得た率を乗じて得た額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

三　昭和六十一年四月一日（当該存続厚生年金基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあっては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの間に国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者（以下この号において「再加入者」という。）について、それぞれ同条第二項の規定により当該存続厚生年金基金が交付を受けた当該老齢年金給付の現価相当額に当該再加入者に係る平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の例により計算した額を当該存続厚生年金基金が承継した支給に関する義務に係る老齢年金給付の額（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項まで（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべきこととなる額（第九号において「政府負担金」という。）を除く。）で除して得た率を乗じて得た額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

四　昭和六十一年四月一日（当該存続厚生年金基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあっては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの間に、平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項までの規定により政府が当該存続厚生年金基金について負担した額（同条第五項に規定する控除する額を除く。）に、当該負担を行った月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額